

他国の要請明記せず

存立危機 防衛相「前提にある」

参院平和安全法制特別委員会が25日、集中審議を行った。中谷元防衛相は集団的自衛権の行使について「(敵から)攻撃を受けた国の要請、同意が存在するのは当然の前提だ」と説明した。一方、日本が「自衛の措置」として武力を行使できる存立危機事態に関しては「要請、同意は(事態の)定義には含まれない」と述べ、要請や同意を安全保障関連法案の規定として明記することに否定的な考えを示した。

国際法上、集団的自衛権の行使には「攻撃を受けた国の要請または同意」が必

参院平和安全法制特別委員会で中谷元防衛相(中央右)の答弁を巡って質疑が止まり、鴻池祥肇委員長(手前左から2人目)の言葉を聞く安倍晋三首相(同3人目)ら
|| 国会内で25日、藤井太郎撮影



要とされる。今回の関連法案には要請や同意の規定がないため、無所属クラブの中西健治氏は「存立危機事態の要件として、法律に書き込むべきだ」とただした。しかし、他国の要請や同意を法的要件にすれば、国連による集団安全保障措置など、本来は要請や同意を

要しない活動への日本の参加が制約される可能性が出てくる。中谷氏は「要請、同意がない場合に存立危機事態を認定することはない」と答弁したものの、法案修正は認めなかった。

一方、中谷氏は、存立危機事態で米軍などを後方支援する「米軍行動関連措置法改正案」に自衛隊の安全確保規定がないことを認め、「運用で安全を確保する」と述べた。民主党の福山哲郎氏への答弁。

福山氏は、安全規定がないのに、政府はこれまで自衛隊の安全確保を強調してきたと追及した。中谷氏がいったん「安全確保に必要な措置は法案に明記されている」と答えた後、「規定はないが、安全に配慮して行う」と修正したため、審議は一時紛糾した。

安倍晋三首相は、日本を元気にする会などが提出する関連法案の修正案について「具体的な提案がなされれば、国会での審議がさら

に深まる」と歓迎したが、修正には慎重な姿勢を示した。【飼手勇介、青木純】